



第 399 号 平成 23 年 10 月 1 日

発行所 京都市学校医会

京都市中京区間之町通竹屋町下ル

楠町 601-1 こどもみらい館 2 階

T E L (075) 256-0351

F A X (075) 241-3568

発行人 奥村正治

教職員の長時間労働者への医師による面接指導について

会 長 奥 村 正 治

労働安全衛生法の改正により（平成18年1月）文部科学省から、長時間勤務する教職員への医師による面接指導、労働時間の把握について、適切な取り扱いを行うよう国から求められている。と言うのが現状であります。

平成18年4月3日付けで、知事、指定都市市長、各々の教育長、大学の学長、学校法人の理事長、等々に、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」と題して、通達が出ている。それによると、一番に、「長時間労働者への医師による面接指導の実施について」と言う標記が目につく。事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1カ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされました。又、80時間を超え同様の内容の場合、面接指導を実施する、又は、面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならない。とされました。

(1) 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように適正な校務分掌を整えること。

(2) 日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作ること。特に管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めること。

(3) 教職員が気軽に相談できる体制の整備や、心

の不健康状態に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めること。

(4) 一般の教職員に対して、心の健康に関する意識啓発や、メンタルヘルス相談室等の相談窓口の設置について周知を図るなどの取組を推進すること。併せて、管理職に対してメンタルヘルスに対処するための適切な研修を実施するよう努めること。の四つが出ております。

その他、「労働時間の適正な把握について」「労働安全衛生体制の整備について」「労働安全衛生に係る教育について」と具体的に課題が出ております。

京都市教育委員会では、市立学校の教職員の勤務時間の把握に向けて、平成23年度、全校での導入に向けて取組を進めておられます。又、今回勤務時間の把握を行うことで、医師による面接指導を希望する教職員への対応も予想される。と、考えておられます。そして、学校医の中の、健康管理医に、この長時間勤務の教職員への面接指導についても、これまでの業務内容として対応をしていただきたいと、考えておられます。

過日の、学校医会の理事会では、健康管理医の今までの相談業務の中には長時間勤務の云々の具体的な相談は無かったかも知れないが、健康管理医の本来の相談事業には変わりはないので、具体例が出てくれば、対応をしていく事を確認いたしました。従いまして、健康管理医の先生方は、面接指導の対応よろしく願います。

又、教育委員会には、単発的な仕事の為、1か月

のみ100時間を超したようなケースでは無しに、数か月以上100時間を超したケースを面接指導とするように、申し入れをいたしました。

時間のカウントの事も述べておきます。在校して、教育活動に従事する勤務時間以外の時間です。基本の勤務時間は8:30~17:00だそうです。(休息45分を含み8時間30分です)学校の事情により5~10分程度の前後は有るようです。定時制は13:30~22:00だそうです。時間外は、部活動の早朝も含まれます。

中には、部活動などに熱心に取り組み、100時間を超える時間外勤務をされている先生もおられるそうです。面接指導をされる際には、こうした状況について、一律に時間外勤務をやめるようアドバイスされるのではなく先生方の健康面とともに、教育活動への意欲などにも十分に配慮いただきながら、ケースバイケースで対応をお願いいたします。

京都市立学校幼稚園健康管理医設置要綱も有りますので、今回長くなりますが、お知らせいたします。

今も学校でツベルクリン反応検査

会長 奥村正治

平成15年度から「結核の有無」の検査は、問診票を用いて小・中学校の全学年を対象に実施されている。(高校生は1年生全員胸部X線間接撮影が行われています。)そのうち「無くなる、無くなる」と言われながら現在も全国で実施されている。その問診票から、結核高蔓延国からの帰国者、および、BCG未接種者のうち、BCG接種前のツ反の判定が陽性であった為ではなく、「その他の理由」でBCG接種を受けていない児童・生徒については、ツベルクリン反応検査を実施するとなっている。

その為、毎年毎年何人かの児童・生徒さんは、特別にツベルクリン反応検査を受けています。学校でのツベルクリン反応検査の為、実施は校医の先生でお世話になっています。本年も、京都市を7会場に分け実施されました。①鳳徳小学校②修学院第二小学校③醍醐西小学校④伏見板橋小学校⑤川岡小学校⑥京都市学校医会会議室⑦京都市総合教育センターの会場で実施されました。京都市の学校から、会場までの交通の便がさほど不便でなく、会場に到着する交通距離を平均化するため、毎年同じ学校が会場となることになる。言い替えば、毎年同じ校医の先生にご負担を掛けることになっている。ご存じの通り、ツベルクリン反応検査は二日後に判定が待っています。二日間何時も同じ先生にご負担を掛ける

事になってしまいます。

先日の支部長さんを含めた理事会の時に、この話題をご相談させて頂きました。ご出席の支部長さんより、「一人の校医の先生に何時も負担を掛ける訳にはまいりません。支部で輪番などを考えましょう。」と言うお話を伺い、次年度より同じ先生に負担の掛からない様をお願いすることに決まりました。どうぞ支部長先生からお声が掛かりましたら快い返事をお願い申し上げます。6月の後半に日程が組まれる事が多いようです。どうぞよろしくお願いいたします。



第26回京都市小学校「大文字駅伝」大会 支部予選日程表

支部	日程	開始時間	場 所	コ ー ス	予 備 日	医務担当者	校医所属校
北 上	11月22日(火)	14:15～16:00 (開会式14:00～)	賀茂川河川敷	北大路橋～出雲路橋 周回コース	11月29日(火)	隄 義信	柘野小 上賀茂小
北 下	11月8日(火)	14:00～15:30	賀茂川河川敷	北大路橋～出雲路橋 周回コース	11月9日(水)	杉山イタル	紫野小
上 京	11月9日(水)	15:00～16:30	賀茂川公園 出雲路運動場	鴨川 出雲路橋の東岸河 川敷1500メートル	11月14日(月)	奥村 正治	福西小
中 京	11月24日(木)	14:40～16:20	賀茂川河川敷	北大路橋～出雲路橋西岸 往復	11月25日(金)	坂中 俊男	洛中 小
下 京 東 山	11月14日(月)	14:00～16:00	梅小路公園	梅小路公園 芝生広場 周回ジョギングコース	11月30日(水)	藤田 祝子	梅小路小
南	11月25日(金)	14:30～17:00	梅小路公園	梅小路公園 ジョギング周回コース	12月1日(木)	清水 忠雄	九条弘道小
左京北	11月17日(木)	14:10～16:00	宝ヶ池周回 コース	宝ヶ池公園池 周路 (1周1500メートル)	12月1日(木)	福持 裕	岩倉南小
左京南	11月25日(金)	14:30～16:30	賀茂川沿岸	北大路橋～出雲路橋間 周回コース	12月12日(月)	十倉 孝臣	修学院第二小
山 科	11月24日(木)	14:30～16:20	山科疎水公園	山科疎水公園 遊歩道 周回コース	12月1日(木)	小泉 健二	小泉肛門外科
右京北	11月17日(木)	15:00～16:30 (開会式14:40～)	嵐山東公園	嵐山東公園 周回コース	11月18日(金)	太田 正治	花園小
右京南	11月17日(木)	14:30～16:00	西京極競技場	サブトラック及び公園内	なし	請田 修一	太秦小
西京東	11月24日(木)	14:45～17:00	嵐山東公園	嵐山東公園 周回コース	12月1日(木)	青木修一郎	桂東小
西京西	11月19日(土)	10:00～11:30	小畑川河川敷	小畑川河川敷 周回コース(2周)	11月26日(土)	奥村 正治	福西小
伏見中	11月19日(土)	13:00～15:30	伏見北堀公園	伏見北堀公園 多目的広 場及び武者走り園路	11月26日(土)	石川 理	伏見工業高 伏見工業高定時制
伏見東	11月24日(木)	14:40～16:50	池田小学校 山科川堤防	池田小学校～山科川堤防	12月1日(木)	田里 寛	藤城小 桃山東小
伏見西	12月8日(木)	14:00～16:30	向島南小学校 宇治川堤防	向島南小学校～宇治川堤 防～向島南小学校		東前 隆司	洛水中
	12月9日(金)				北住 清治 (予備日)	向島小 (予備日)	
国私立	11月12日(土)	9:00～11:30	宝ヶ池公園	宝ヶ池公園池 周路	なし		

第5回 常任理事会

平成23年10月1日
於 事務局

出席者 奥村会長，林・竹内副会長，井本専務理事，
福持・杉本各常任理事，佐野眼科学校医会
副会長，鈴木各耳鼻咽喉科専門医会理事，
長村監事

・会長挨拶

<報告事項>

1. 精神衛生研究会 9/8
2. 給食室巡視 9/12・9/16 (竹内)，
9/27・9/28 (長村)
3. 色覚相談 9/13, 9/27
4. 京都市学校保健会第2回表彰委員会 9/13
於：京都市総合教育センター 竹内出席
5. 腎臓相談 9/20 小学男子1名，中学女子1名
(川勝，長村，井本)
6. 京都市学校保健会第2回常務委員会及び指定都
市学校保健協議会第6回実行委員会
9/27 於：京都市総合教育センター
奥村，竹内，鈴木出席
7. 京都市学校保健会第2回企画委員会 9/27
於：体育健康教育室 井本出席
8. 京都市学校保健会健康教育シンポジウム事前打
ち合わせ 9/27 於：体育健康教育室
林，井本出席
9. その他

<協議事項>

1. 第61回 全国学校保健・学校医大会参加者確認
について 10/27～10/29 静岡
2. 京都市学校保健会研究発表会・表彰式参加者に
ついて 11/26 於：京都市総合教育センター
3. 京都市学校保健会祝賀会・懇親会参加者につい
て 11/26 於：ロイヤルホテル&スパ
4. 感染症講演会について 3/3
5. 第26回 京都市小学校「大文字駅伝」支部予選
会出務医について
6. 新年会について 1/14
7. 東北部クリーンセンター周辺の児童健康調査に
ついて (宇多野小学校，高雄小学校)
8. その他

<関連学会・各種協議>

1. 京都市教育委員会との懇談会 10/1
於：室町和久傳
2. 色覚相談 10/11, 10/18, 10/25
3. 腎臓相談 10/11
4. 精神衛生研究会 10/13
5. 平成23年度京都市小学生陸上競技記録会 10/15
於：西京極グラウンド 奥村，長村出席
6. 平成23年度社団法人京都府歯科医師会会員大会
10/22 於：リーガロイヤルホテル京都 奥村出席
7. 京都市学校保健会健康教育シンポジウム
10/25 於：京都市総合教育センター
8. 第61回全国学校保健研究大会
10/27, 10/28 静岡
9. 第42回全国学校保健・学校医大会 10/29 静岡
10. 常任理事会 11/5 14:00～

京都市学校医会：精神衛生研究会のご案内

学校医会：精神衛生研究班では昭和53年より子供の心の問題をテーマに京都大学カウンセリングセンター：青木健次教授を講師に招き，毎月1回抄読会を開き研修しております。年に3冊程度のゆっくりしたペースで，お茶を飲みながらサロンのような雰囲気の中で青木先生の解説と時事の話題を織りまぜ進めています。日々の臨床で疲れた頭をリフレッシュするのに最適かと存じます。ご参加お待ちしております。

11月からのテキストご紹介 「発達障害のいま」 杉山登志郎 著 講談社現代新書

場 所：京都市学校医会事務局 京都市中京区間之町竹屋町下ル楠町 こどもみらい館2階
電 話：256-0351 FAX：241-3568

日 時：毎月第2木曜日 14:30～16:30

※初めて参加される方は，事務局へ日時の再確認をお願いします。
(講師の先生の都合等で変更されている場合があります)

京都市立学校幼稚園健康管理医設置要綱

(趣旨)

第1条 京都市立学校及び幼稚園（以下「学校」という。）に勤務する教職員の健康及び安全の確保及び増進を図るため、学校に健康管理医を置く。

(設置)

第2条 健康管理医は、各学校につき1人置く。

2 健康管理医は当該学校の学校医のうちから、校長（園長を含む。以下同じ。）の上申に基づき、教育委員会が指定する。

3 前項の健康管理医のうち、所属教職員が50人以上の学校及び京都市立高等学校定時制課程については、原則として産業医資格を持つ学校医を指定する。

(任期)

第3条 健康管理医の任期は、1年とする。ただし、補欠の健康管理医の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務内容)

第4条 健康管理医は、原則として毎月1回、勤務する学校に出向き、医学に関し専門知識を必要とする次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 教職員の健康診断等健康管理に関すること。

(2) 教職員の健康診断結果の事後指導に関すること。

(3) 教職員の負傷、疾病に伴う病気休暇などの申請に関すること。

2 健康管理医（第2条第3項に規定する健康管理医を除く）は前項各号に規定するもののほか、教職員の健康管理に関し、勤務する学校の校長、衛生推進者及び教職員に対して、指導し、又は助言することができる。

3 第2条第3項の健康管理医は前2項の職務を行うほか、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第14条第1項各号及び第15条第1項に規定する職務を行う。

4 前項の健康管理医は、規則第14条第1項各号及び第15条第1項の職務を行うに当たっては、総括産業医の助言を受け、当該学校の校長に勧告し、又は校長若しくは衛生管理者を指導し、若しくは助言することができる。

(記録)

第5条 健康管理医は職務を行ったときは、その結果を、教職員の健康管理に関する記録表（別記様式。以下「記録表」という。）に記録し、校長に提出するものとする。

2 校長は記録表を5年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第6条 健康管理医及び校長は、その職務の遂行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱の実施及びこの要綱において別に定めることとされている事項については、教職員給与課長が定める。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成10年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 別に定める間、第4条第4項中「衛生管理者」とあるのは「衛生推進者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

教職員の健康管理に関する記録表

京都市立

学校(園)

勤務日	年	月	日()	健康管理医氏名	印
	時	分～	時	分	
項目	指導内容及び所見				
教職員からの健康相談					
校長からの健康管理に関する相談					
その他					

* 記録表は、校(園)長が保管すること。

* 個人のプライバシーを守るため、相談者氏名等の記入に際しては、記号・イニシャルで記入するなどし、配慮すること。

校長

印